

東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の育成を図るため、省エネ機器等の導入により脱炭素経営を目指す村内の中小企業者に対し、これらに必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 省エネ診断等 一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断その他の省エネルギーのための改善提案のうち、村長が認めるものをいう。
- (3) 省エネ設備 最新の目標年度の省エネルギー基準達成率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた機器ごとの省エネルギー基準達成率をいう。）が100%以上（以下「トップランナー基準」という。）の設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に事業所又は事務所を有する中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 村税に未納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、補助対象者が自ら行う事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 省エネ診断等で提案された村内の事業所等における設備の導入又は更新をする事業であって、省エネ診断等を実施した日から3年以内に行うもの（以下「省エネ診断事業」という。）
- (2) 省エネ設備の導入又は更新をする事業（以下「トップランナー基準等事業」という。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業において導入又は更新する設備及び付属品の購入費並びに工事費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費の対象外とする。

(1) 次に掲げる物品の購入費

- ア パソコン、スマートフォン、タブレット、車両、運搬具等汎用性があり、事業計画書に記載の事業以外の用途にも使用できる物品
- イ 中古の物品
- ウ 一般価格又は市場相場と比較し、著しく高額な物品

(2) 資材等の運搬費

(3) 既存設備の処分費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。ただし、省エネ診断事業については50万円を、トップランナー基準等事業については30万円を限度とする。

（交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し又は村内で事業を営んでいることが分かる書類）
- (4) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
- (5) 導入又は更新する設備の設置箇所の現況写真
- (6) カタログ等導入又は更新する設備の概要が確認できる書類の写し
- (7) 省エネ診断事業について申請する場合は、省エネ診断等の結果報告書の写し
- (8) トップランナー基準等事業について申請する場合は、導入又は更新する設備がトップランナー基準を満たすことを確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において、1補助対象者につき、補助対象事業ごとに1回を限度とする。

（交付決定等）

第8条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした申請者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付決定変更（中止）承認申請書（様式第5号）により村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な補助対象事業の変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な補助対象事業の変更とは、事業の目的及び計画以外の変更であって、次に掲げるものとする。

- (1) 変更前の補助金交付決定額からの減額が20パーセント以内

の変更

(2) 補助対象経費の各経費区分間における20パーセント以内の金額の配分変更

3 村長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、変更又は中止の適否を決定し、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付決定変更(中止)承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 成果書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 設備の導入又は更新に係る売買契約書、工事請負契約書等の写し

(4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(5) 設備の導入又は更新の状況が確認できる写真

(6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りではない。

(補助金交付の時期及びの請求)

第12条 村長は、補助事業者が補助対象事業を完了した後において、補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、

補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払で交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付請求書（様式第11号）により村長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 村長は、第9条第3項の規定により補助対象事業の変更若しくは中止を承認した場合又は前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該変更、中止又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助金交付決定変更超過交付（中止・取消し）分返還通知書（様式第13号）により、期限を定めて、補助事業者にその返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により導入又は更新した設備等の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、廃棄し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） 補助対象事業が完了した日の属する年度の3月末日の翌日から起算して5年を経過した場合
- （2） 天災による破損等の自己の責めに帰することのできない事由により補助対象設備を処分する場合
- （3） 初期不良又は故障により補助対象設備を買い替え、又は処分する場合
- （4） その他村長が必要と認める場合

- 2 補助事業者が、前項ただし書の規定により、交付決定に係る設備を

処分したときは、東海村中小企業省エネ設備導入支援補助財産処分届出書（様式第14号）を村長に提出しなければならない。

（証拠書類の保存）

第16条 補助事業者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。